

戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題

中村 美幸

(小川賢治ゼミ)

家族の形や捉え方はますます多様化している。夫婦と子どもの家庭、夫婦のみの家庭、事実婚のカップル、再婚カップル、シングルマザーやシングルファーザー、単身家庭と様々である。2006年に結婚したカップルの一方もしくは両方が再婚だった割合は25.9パーセントで、過去最高となった(人口動態統計, 2006年)。また、国際化も進み、2006年に結婚したカップルのどちらかが外国籍だったのは4万4701組で、出生した子どもの父母のどちらかが外国籍だったのは2万3463人に上った。このように家族のあり方や価値観は多様化してきているのが現状である。

政府は2007年2月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置し、「すべての子ども、すべての家族を大切に」という基本的な考えを示した。しかし、この「すべての子ども」に婚外子や無戸籍・無国籍の子どもたちは含まれていないようだ。子どもたちは、差別に苦しんでいる。今なお、離婚後300日問題によって無戸籍の子どもが2007年6月時点で、全国に少なくとも227人いたことが厚生労働省の調査で明らかになった。離婚後300日規定を巡っては2007年5月以降、法務省通知で「離婚後妊娠」なら「現夫の子」での届けも認められるようになった。このため、無戸籍となる可能性があるのは、離婚後300日以内に生まれ、妊娠期間が「離婚前」の場合だ。法務省推定では、離婚後妊娠は300日規定による年間出生約3000人の9割(2700人)である。実際に無戸籍になるのは、「現夫の子」とする調停や裁判を避けているか手続きを取ったが不成立となった場合である。227人の中には、その後調停や裁判が成立し無戸籍が解消したケースもあるとみられている。しかし、暴力などの理由で、前夫とかわりを持ってずに裁判手続きすら取れない場合は、解消の見通しさえ立っていない。子どもたちが生まれながらに不利益を受けることのないよう規定の

抜本的な見直しが必要だと考えられる。

私は、同じ日本に住んでいるのに、なぜ戸籍がある人となない人が存在するのか大変疑問に思った。国籍や戸籍とは日本に住んでいるのなら誰でも簡単にもらえるものだと思っていたからだ。もちろん私の家族も持っている。周りの友人も持っているし、それが当たり前だと思い今まで生活してきた。しかし実際に同じ日本に住んでいながらも日本人でありながらも戸籍・国籍がない人たちが存在しているのだ。またその被害を受けているのは罪のない多くの子供たちであることを知った。私のように離婚後300日問題のことを多くの親は未だ知らずそして出産し、あげく子どもたちに戸籍がもらえないというのが現状である。その子どもたちの不憫さ、戸籍がもたらす子供たちの様々な差別問題が問題視されている。

そこで、本論文では戸籍制度が生まれた歴史、戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題について述べる。また、無戸籍・無国籍・婚外子の子どもたちが被る不利益やその歴史的背景を知り、本来戸籍は生活に必要であるかないか、戸籍の将来について検討していく。また、私はその問題に向き合い、多くの人々にこの問題について知ってもらいたいと思う。そして、戸籍によって様々な差別問題が起こっているという理由から憲法14条第1項にも記載されているように「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という志をもって、目指していくべきだ。

このようなことを踏まえた上で以下、考察していく。

第1章 戸籍制度の概要

1. 戸籍制度とは

戸籍制度は、日本社会で生活する者にとってき

わめて大きな存在であり、日本政府によって国民を管理する制度である。また戸籍とは、戸と呼ばれる家族集団単位に国民の身分関係を明確にする目的で作成される公文書である。出生から死亡までの履歴が記録されているので、相続、納税、年金、婚姻、福祉、旅券発行などの手続きを迅速かつ確実に行うために用いられる。また住民票を一元化して管理する目的もある。

明治初期に戸籍が創設されたときには、戸籍制度は、現時点で存在する日本人をそれぞれの住居ごとにもれなく列挙するもので、むしろ現在の住民登録に近い存在であった。これに対して、教会における出生・婚姻・死亡の登録を発生源とする西欧法の身分証書制度は、基本的にはこれらの事件を立証するにとどまるものにすぎない。その結果、戸籍制度は、身分登録簿としては非常に特異な機能をもつ制度となった。すなわち、戸籍制度の神髄は、戸籍が同時に、国民登録であり、親族登録であり、住民登録であることである。戸籍の本籍地が現実の住所地を反映しなくなって、住民登録制度が戸籍と別に制度化されたとはいえ、住民登録と戸籍とは相互に連結されているため、戸籍によって住民登録をたどることができ、その逆も可能であるという制度のもとでは、そのかぎりで依然として住民登録機能をもつといえる。親族登録としての機能についても、戦後の改革により夫婦とその子ごとの戸籍となったものの、戸籍相互間の連結機能により、単に親子兄弟の家族間のみならずきわめて広範囲の親族相互間の関係をたどることができる。いわば日本人の全親族関係は網の目のように全部登録されており、出生子はそのどこかに付属する形式で出生届がなされるのである。そして日本人はつねに唯一の戸籍に現存する者として記載され、その戸籍を通じてその者の親族関係も現住所も把握される。戸籍は、これらの三種の機能を併せもつ結果、日本人の身分証明書としての役割を果たしており、身分関係の立証などにあまりにも便利なものである反面、国民はたえずその存在を意識しそれに縛られその重圧を感じ、国籍差別や無戸籍差別や婚外子差別など様々な差別の原因となっている。

身分証書制度においては、本人は身分証書によって自分の身分を証明することが可能であるが、本

人以外の者が身分をたどることはきわめて困難である。もっとも身分証書制度をとる諸国においても、たとえば、アメリカ法では出生証書に以後の身分行為が記載されないのに対して、フランス法では出生証書に婚姻等を記載させて婚姻の際に出生証書の提出を義務づけて重婚を防止しているように、国によって身分証書の証明機能に差異があるが、当該人物の出生証書の所在を知らない者にはその者の身分を知ることが原則的にできないという点で、身分証書制度が戸籍制度と基本的に異なる制度であることに変わりはない。国民の総番号制やコンピューター登録の制度化は、国民のプライバシーに関する権利と政府との緊張関係をもたらすものとして、各国で問題にされているが、明治時代に確立して以来現在にいたるまでわが国の戸籍制度は、国民のプライバシーに関する権利に抗して政府が国民の情報を把握するという意味では、これらの制度を上回るともいえる公開原則の下における国民の徹底的な登録制度であった。したがって現在論議されている戸籍のコンピューター化は、他国における身分登録のコンピューター化のもつような決定的な意味合いをすでにしてもたない。このような戸籍制度に対する評価は分かれるところであろうが、いずれにせよ日本人は世界に冠たる戸籍を持った民族なのである。

2. 戸籍制度の歴史

(a) 古代から江戸時代まで

わが国における戸籍制度の初めは、政府が人々に口分田を支給し税を取るための基本台帳として670年に作られた「庚午年籍」といわれている。その後、荘園私有などにより律令に基づいた支配が崩れ、課税の対象が人から土地に変わったため、平安時代後期には戸籍は作られなくなった。だが、いつの時代も、戦闘員の確保と徴税のために何らかの仕組みを必要としている。鎌倉・室町時代には百姓を地域単位ごとに登録する「在家帳」、家の数や間数を記録する「棟別台帳」が作られた。豊臣秀吉は、朝鮮出兵のために人口調査「人払令」を実施した。江戸時代には「宗門人別帳」が作られているが、これはキリシタン改めと人口調査を兼ねたものである。

(b) 明治以降の戸籍

我が国に全国統一の近代的身分登録制度が設けられたのは、明治時代に入ってからであるが、それ以降、現在までの戸籍の変遷を以下に示す。

①明治5年式戸籍（明治5年2月1日施行）は施行の年の干支にちなんで「壬申戸籍」と呼ばれた。江戸時代の人別帳をベースにしたもので、今日の戸籍のように身分関係登録を中心にしたものではなかった。登録は現実の居住単位である「戸」ごとに行われ、使用人であれ、一時的な寄食者であれ、同一の「戸」に居住する者は同一の戸籍に記載されていた。また、登録は届出制ではなく、6年毎（つまり5年おき）の一斉調査で、江戸時代の人別帳や現在の国勢調査と同じ方式をとっていた。したがってこれは明らかに居住関係登録として始まったものと考えることができる。人別帳は支配管轄の違いから、農工商三民用とその他の職業従事者用に分かれていた。いわゆる「エタ・非人」が登録されなかったわけではない。しかし、壬申戸籍は、「新平民」や「元えた」などの同和関係の旧身分（エタ、非人）や、病歴、犯罪歴などの記載があることから、現在は各地方方法務局の倉庫で一般の目に触れないように厳重に保管されている。

②明治19年式戸籍（明治19年12月1日施行）は戸主の交代時のみの新規作成になった。そして、古い戸籍も廃棄せず、除籍簿に移され、保管されている。この戸籍整備を強く求めたのが軍部である。というのも徴兵は国民皆兵ではなく、戸主とその後継人は免除された。そこで戸籍をごまかし、徴兵逃れをするものが横行したため、戸籍の厳格運用と、戸籍の身分登録への純化を求めた。後者はどういうことかといえば、戸主と後継人とがすぐ判別できるよう、戸籍から血縁以外の居住者を締め出し、本家の戸籍に入れた。これによって、戸籍は純粋な居住関係登録であることを止めた。同居の血縁者と、居住はしていないが、地方で締め出され、独自の戸籍を持たない親族とが一つの戸籍に記録される奇妙な台帳になった。身分関係登録への第1歩である。また、「華族・士族・卒族・平民」という、その「家」の格と、その継承を明らかにする「族称欄」が新設された。戸籍は「家」の台帳になったのである。また、役所によっ

てはこの欄に「新平民」と記載するところがあり、新たに戸籍支配の対象になった北方や南方の少数民族に対しては「土人」称さえ登場することとなった。そして、一斉調査によらない戸籍制度であったため、届出の励行が求められるが、その手段の一つとして、届けないと結婚が成立しないという届出婚制度を導入した。

③明治31年式戸籍（明治31年7月16日施行）は明治31年7月に民法「親族・相続編」（明治31年法律第9号、いわゆる旧民法）が施行され、同時に民法の手続的附属法としての戸籍法が施行されたことに基づくものである。戸主権を明示し、天皇制のイデオロギーである万世一系思想に裏打ちされた「家」制度を導入した明治民法が制定されると、戸籍法もこれに合わせて改正された。戸籍の表記は19年式戸籍と大きな違いはないが、民法の「家」を形にした重要な書類となるとともに、公開制による「私生子」差別を避けるため、子の出生に伴って届を出す形の届出婚制度が徐々に定着するようになった。31年式戸籍が血縁重視の「家」の台帳になったため、別に寄留簿を設けて戸籍登録地以外の土地で暮らす人を管理することになった。その結果、戸籍の地番は住所としての側面を完全に失い、「本籍」となる。「戸籍」という観念としての「家」が建つ架空の土地、それが本籍と呼ばれることになった。

④大正4年式戸籍（大正4年1月1日施行）になると「登記目録」から「身分登記簿」になったのにもかかわらず「二重手間だ」と廃止され、戸籍に一本化されてしまう。日本人の身分関係を登録する唯一の登録簿として完成し、戦前の人びとの上に君臨することとなる。またこれが寄留簿とともに徴兵を円滑に進める徴兵台帳でもあったため、これへの登録は国家的な目標とされた。登録のない少数民族や山の民が登録すると、国を挙げてのお祭りとなり、なお登録のないものは非国民としてさげすまれた。戸籍はこの国の絶対的な登録簿となったのである。

⑤応急措置法施行中の戸籍（昭和22年5月3日施行）は日本国憲法の施行（昭和22年5月3日施行）に伴う民法の応急的措置に関する法律が同憲法と同時に施行されたことに基づくものである。民法の応急措置に関する法律は、昭和22年12月31

日まで効力を有した。

⑥現行戸籍（昭和23年1月1日施行）は民法「第4編 親族」及び「第5編 相続」が全面改正されたことに伴い、戸籍法が全面改正され、また、戸籍法施行規則が新たに制定されたことに基づくもので、現在効力を有している戸籍である。また現行戸籍では、親族法の全面改正によって家の制度は廃止され、戸籍は戸主と家族を記載する家の登録から、個人の登録へと変化した。

⑦電子情報処理組織（コンピュータ）を用いている戸籍（平成6年12月1日）は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む）に記録し、これをもって調製することとされている（戸籍法117条の3第1項）。この戸籍は平成6年法律第67号で戸籍法に第5章の2「電子情報処理組織による戸籍事務の取り扱いに関する特例」（戸籍法117条の2～117条の4）が新設されたことに基づくものである。電子情報処理組織を使用して戸籍事務を取り扱うことにより、戸籍事務の迅速化、適正化及びサービスの向上が図られた。

このように、我が国の戸籍制度は、明治以降に限っても130年に及ぶ長い歴史を有しており、世界に類を見ない正確かつ優れた制度であるといわれ、国民の社会生活にとって欠くことのできない機能を有している。

3. 家制度の確立

明治政府は、戸籍に示される家族のあり方に法的根拠を与えるために、民法の中で家制度を確立した。1898（明治31）年のことである。家制度とは、戸主（家族の長）が家族のメンバーを統率し、各メンバーは戸主の命令・監督に服し、戸主の地位は家督相続として原則的に長男が継ぐ制度である。これまで家制度とは、封建時代の武士の制度をモデルにしたものと言われてきたが、そうではなく、明治維新後の戸籍制度の発展過程において築かれた家族像をモデルにしたものだった。戸籍が家制度をつくりあげた。

家制度は明治政府にとって必須の装置だった。政府は、家制度に治安政策と社会保障の代わりに求めた。また家制度の中で家族が戸主の命令に服するあり方を天皇と国民の関係になぞらえ、天皇

は父、皇后は母、国民は赤子であるとし、天皇の命令に絶対的に服従する家族国家観の基礎固めの役割をも期待した。さらに当時は、農業も商工業の多くも家族で担われていたから、戸主による家族労働力の統制と戸主への家族財産の集中が必要であり、家制度はこれを保障する機能をも果たした。とはいっても、戸主から始まって、おじ・おば、おい・めい、いとこなどの大家族が現実的に1つの家で生活をともにしていたわけではない。一緒に暮らしていた家族もあれば、そうでない家族もある。また明治民法には、戸主と家族の関係を示す規定はあるが「家」の定義規定はない。戸籍によって初めて集団としての家族、「家」が示されたといえる。だから、「家」を国民の目に見える形で示したのは、戸籍にはかならないのだ。

このように戸籍は、単なる身分登録ではなく、明治民法の家族の基盤である家を示し、家族のあり方を具体化するものだった。

4. 戸籍の強制力

戸籍はサービス台帳ではなく管理支配台帳なので、届出をさせるための強制力を備えている。個人情報強制力をもって収集する、ということ自体、世界のプライバシー尊重の潮流に反することだが、これをやめようとする声は現在までのところ耳にしたことがない。

戸籍の強制力には次の4つがある。①就籍の教育と脅迫・②届出の法的強制(罰則・効力の与奪)・③親族の相互監視・④差別の固定と公示である。以下、これを説明する。

①は戸籍に就くよう圧力をかけることで、戸籍の形成期と戦前、強力に行われた。形成期にはこれが血税（徴兵）の台帳として抵抗を受けたためである。戸籍がないのは非国民だとし、学校・警察・軍隊教育のなかで届出の励行が繰り返された。戦前は徴兵と国民の義務を鼓舞するため、新聞などのマスコミもこれに協力していく。戦後は主に法律家の解説や、法務省のPRなどに依拠している。

②戸籍の届出には報告的届出と創設的届出の二種類がある。報告的届出とは出生や死亡など、実際に起きたことを事後に届けるもの、創設的届出とは養子縁組や認知など、届けることによって身

分関係が発生するものである。婚姻はふつう、まず取り結ばれ、事後に登録する報告的届出であるのが世界の常識である。日本も明治の初めまでそうだったが、戸籍の強制力を強化するため、明治31年から創設的届出にされてしまった。届出を強制するため、報告的届出には届出期間と、これを超過した場合の罰則が規定しており、創設的届出については、届出がない限り、その法的な効力を与えない、としている。

③は戸籍が単なる個人の登録ではなく、親族関係を引き出すものになっていて、公開制度によって親族の目に触れる可能性があることから起きる強制力である。たとえば戸籍に届けていない事実婚を「不道徳なもの」とし、教師や警察官（戦前の警察は巡回調査のときに戸籍のない者を発見すると戸籍に追い込んでいた）が届出を促すと、親族がこうした権力の代理人になる。その際の論理が「世間体」というものである。また、親族にチェックされることを恐れ、家長もまた権力の代理人になりがちで、そのときの論理も「世間体」、それに「親の顔をつぶすのか」という「体面」「面子」である。戸籍はこうして、人の人生の記録ではなく、世間に合わせた人生選択を強制する国家の道徳装置として機能している。

戸籍の道徳装置としての支配力は、④の差別を固定表示し、それを公開することでいっそう強化される。婚外子差別がその典型で、戸籍はわざわざ必要ない続柄差別を婚外子に対して課しており、それを避けるために婚姻届を出す親が今でも少なくない。「出もどり」「バツいち」といった「戸籍が汚れる」という観念も、戸籍の支配力を強めるものとして機能している。

5. 日本の戸籍・世界の戸籍

いわゆる「戸籍」があるのは日本、韓国、台湾の3国である。戸籍ではないが、身分登録を行っている国を表1（末尾に掲載）に紹介する。

第2章 戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題（離婚後300日問題の無戸籍児・無国籍児問題・事実婚の婚外子差別について）

1. 存在しないことにされる子どもたち

（a）現実に合わない離婚後300日規定

法律婚をしたカップルが離婚をすると、男性はすぐに再婚できるが、女性は6か月間再婚することができない。女性にだけ再婚禁止期間があるのは、生まれた子どもの父親が誰であるかを法律で推定するために一定の期間が必要とされることが理由である。つまり、女性は妊娠・出産という事実で母子関係を証明できるが、男性は母子関係のように証明できないため、民法で父親が誰であるかを推定したものである。

民法772条1項では、婚姻中に妻が出産した子はその夫の子と推定している。たとえ妻が夫以外の男性の子どもを出産した場合でも、その子の父親は夫と推定され、戸籍の父親欄には夫の名前が記載される。実父が認知したり、実父の戸籍に入れたりすることはできない。また、同条2項では、婚姻届を提出した日から200日以降に生まれた子は夫の子と推定している。婚姻から200日以内に出生した場合、認知しなければ実父と認められないはずだが、いわゆる「できちゃった婚」の場合は、通達（1940年1月23日の大審院判決を受け、同年4月8日付民事甲432号民事局長通牒として出された）により、「推定されない嫡出子（200日以内に生まれた嫡出子）」として認知の手続きをしなくても夫の子とする取り扱いが認められている。また「できちゃった婚」による出生の割合は高く、20歳未満では8割以上、20歳代前半で5割を越え、20歳代後半でも3割を占めている。婚姻届が出生届より1日でも早ければ夫の子として取り扱われるのだから、200日規定は形骸化しているとも言える。

さらに、同条2項では、女性が離婚後300日以内に出生した子は前夫の子と推定している。なぜ、離婚してから300日間も前夫の子と推定する期間が定められたのか。この嫡出推定規定は明治民法下でつくられた。当時の医学では、いつ妊娠したかを正確に判断できなかったことから、いわゆる

「10月10日」の妊娠期間である300日と定められたのである。しかし、離婚後の妊娠であっても300日以内に生まれるケースは少なくない。医療の技術が向上し、200日ほどで生まれることも珍しくなくなった。なかには150日を要しないで生まれ、成長したケースも報告されている。妊娠日や妊娠週数もわかるようになり、DNA鑑定もできるようになった。しかし、明治時代の医学水準が今も法律の根拠となり、改正されずにいるのが現状である。

(b) 誰も幸せにしない規定—子どもも母も、実父も前夫も

この規定は本来、子どもの福祉への配慮から、子どもの法的身分を早期に安定させるために作られた規定だが、現在ではかえって子どもの不利益になってしまうケースが少なくないことがわかってきた。子どもが離婚後300日以内に出生したため、実父でありながら自分の子としての届が出せなかったAさんの事例を紹介する。

・Aさんの事例

Aさんは、再婚どうしの妻との間に娘が生まれたので、役所に出生届を出しに行くと、窓口の担当者から「妻の離婚から300日以内の出生なので、前夫の子になります」と言われた。Aさんは、このとき初めて民法772条の存在を知った。離婚後の妊娠であることは母子手帳ではっきりしている。妻の再婚禁止期間満了を持って再婚した後の出生にもかかわらず、離婚後291日とわずか9日足りなかったため、Aさんの子としては受理されなかったのだ。娘にとって他人である、妻の別れた夫が父親になることに納得できなかったので、Aさんは出生届を出さずに帰った。

Aさんは弁護士に相談し、前夫の子どもではないことを証明するため、妻から前夫の居住地の家庭裁判所に調停を申し立てることにした。DNA鑑定で前夫との親子関係が否定されたため、Aさんは半年後ようやく自分の子として出生届を出すことができた。ただし、婚姻から200日経っていなかったために、法律婚した妻との間の子どもを「認知」という、不可解な手続きをしなければならなかった。自分の子として出生届を出すのに、前夫の居住地の家庭裁判所までの交通費とD

NA鑑定や弁護士費用などで150万円もかかった。

女性が離婚後300日以内に現在の夫との間の子どもを出産した場合に、現在の夫の子どもとするためには、前夫が子どもの出生を知った日から1年以内に、自分の子ではないと「嫡出否認」の調停を求めたり、裁判を起こすか、女性や前夫が、前夫と子どもとの間に親子関係はないと「親子関係不存在確認」の調停を求めたり（Aさんのケース）、裁判を起こさなければならない。また、子または女性が、子の父（現在の夫）に対して認知請求の調停を求め、裁判を起こし、親子関係を確定させる方法もあるが、認められるのはごくわずかだった。Aさんのように、調停や裁判で確定した後に出生届を出せば、子どもが前夫の戸籍に入ることにはないが、その間は子どもに戸籍がないことになる。出生届をいったん出してしまうと、前夫の戸籍に前夫の子として記載されてしまうので、後で親子関係がないことが確定しても、前夫の戸籍に記載された事実が×印とともに残ってしまうのだ。これは前夫にとっても迷惑な話だ。戸籍筆頭者が夫だった場合、別れた妻が離婚後300日以内に別の男性の子どもの出生届を出すと、自分の戸籍に自分の子どもとして記載されてしまう。前夫の立場でこの規定の見直しを訴えているBさんの例を紹介する。

・Bさんの事例

妻から一方的に離婚されたBさんの元に、突然、家庭裁判所から封書が届いた。期日を指定した調停の呼び出し状だった。心当たりがなかったBさんが知り合いの弁護士に相談すると、「別れた奥さんに子どもができたのでは？」と言われたそう。家庭裁判所に向くと、前妻との離婚の経緯やセックスについて事細かく聞かれたという。事前に前妻からは何の連絡もなく、突然呼び出され聴取されたことについて「まるで犯罪者にされたようだった」とBさんは悔しさをにじませた。

民法772条の規定は、法学者や弁護士、役所の戸籍担当者以外にはあまり知られていない。当事者は、出生届を出すときに戸籍係の窓口で知らされるケースがほとんどである。我が子の誕生という親にとっての最高の喜びは、戸籍の担当者の宣告により深い戸惑いに変わる。このような場面に遭遇すると、子どものために作られたはずのこの

規定は、立法の趣旨が生かされていないだけでなく、誰のための規定なのかと疑問に思わざるをえない。

(c) 国際的に見てみよう

民法772条の嫡出推定の規定は、フランス民法をお手本にしたと言われている。それならば、フランスでも日本と同じような問題が生じるのではないか。

「表2 身分登録制度、父子関係推定方法等の国際比較」を見てみよう。まず、フランスには日本のような戸籍制度はない。個人を単位とした身分登録制度があるだけだ。フランス民法では、婚姻中に妻が懐胎した子は夫の子と推定し、懐胎時期が子の出生前300日から180日までに婚姻と重複すれば、嫡出推定が働く。しかし、別居してから300日を超えて出産した場合には、出生証明書に父として夫が表示されることはなく、親子の実際の関係性（身分占有）がなければ父子推定は外れる。父親が誰であるかを知っている子の母の意思が尊重されているからだ。また、夫にしか認めていなかった父子関係否認の権限を、母や子にも認めた。さらに、嫡出子、嫡出でない子（フランスでは自然子と呼んだ）の区別が撤廃されたことにより、嫡出推定や嫡出否認の概念もなくなり、嫡出の推定は父子関係の推定に変わった。父子関係を決定するルールはフランスのほか諸外国にもあるが、推定を合理的範囲に限定して否認の方法と根拠を広く認めている。嫡出子と嫡出でない子の区別をしている国も世界中でほとんどなくなった。

日本は、家族単位の戸籍制度のもと嫡出推定が維持されている。「推定」としながら、反証を示しても戸籍の窓口では容易に実父の子とすることができない。否認についても極めて厳格な取り扱いをしている。戸籍の窓口の対応も硬直化しており、出生届を提出すると、実際には「推定」ではなく前夫の子として「断定」され、戸籍は作成されるのだ。諸外国と比較しても日本の父子関係の推定規定は硬直的であると言える。

(d) 戸籍のない子が被る不利益

2007年の法務省調査によると、女性が離婚後300日以内に出生した子どもは年間3000人近く存在す

る可能性があることがわかった。この場合、子どもを実父の子とするためには、調停や裁判により前夫と子どもとの間に親子関係がないことを証明する必要がある。約8割は、前夫の協力を得て真実の親子関係を確定させているが、離婚がもめて前夫の協力を得にくいケースもある。ドメスティック・バイオレンス（DV）が離婚原因の場合、出生届を出す住所がわかってしまう恐れがあるので、出生届を出さないケースもある。前夫の協力を得て真実の親子関係を確定してから出生届を出す場合でも、その間は子どもが無戸籍となる。実際、調停や裁判を行っている人のうち約9割は出生届を出していない。いったん前夫の子どもとして出生届を出しているのは、わずか1割だった。真実の親子関係を確定できずに、無戸籍のままとなってしまうケースも少なくない。それでは、無戸籍になるとどんな不利益があるのか。Cさんの例を紹介しよう。

・Cさんの事例

Cさんは、夫のDVが原因で家を出て、その後、別の男性と知り合った。夫との離婚後にその男性と再婚し、男性の子どもを出産した。しかし離婚から300日を経ていなかったため、前夫の子となると聞かされたCさんは出生届を出すことができず、子どもは無戸籍となったのだ。

戸籍がないと、法的な身分が不安定になるだけでなく、様々な行政・福祉サービスが受けられない恐れがある。たとえば、出生届を提出してから作られる住民票は、原則として作成してもらえない。戸籍がなければ健康保険証も発行されず、健康保険証がなければ、病気をしたときに高額の治療費を支払わなければならない。乳幼児健診や予防接種が受けられず、児童手当や児童扶養手当なども受給できない場合が多く、戸籍謄本や抄本を提出要件としているパスポートも発給されない。なかには、小学校に入学できなかったという気の毒なケースもあった。このように戸籍がないということは、子どもの人生に大変な不利益をもたらしている。日本が批准・承認している子どもの権利条約では、「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養

育される権利を有する」(7条1項)と登録される権利を規定している。戸籍制度は、身分関係を登録し公証する制度なのだから、できる限り真実の身分関係が正確に記録されるべきだ。

(e) 住んでいるのに住んでいないことに

戸籍がないと住民票は作ってもらえないのか。かつては、戸籍のない子どもに住民票を作るケースはいくつもあった。医師の出生証明書や親の戸籍謄本、不受理となった出生届の写しなどで、居住していることが明らかな場合は作っていたのである。無戸籍でも住民票を持つDさんの例を紹介しよう。

・事例Dさん

20年ほど前に生まれた無戸籍のDさんには住民票がある。Dさんの母親は、暴力を振るう夫に離婚を申し出したが、応じてもらえず別居した。その後、知り合った男性との間にDさんをもうけた。出生届を出す時Dさんのことや居所がわかってしまうため、出生届は出さなかった。しかし、役所は子どもの福祉を最優先し、職権でDさんの住民票を作成した。そのためDさんは健康保険に加入でき、様々な行政サービスを受けることができた。運転免許証も本籍地を記載しないで作ることができた。ただし、パスポートは発給されなかったため、行き先が海外だった修学旅行には参加することができなかった。

・なぜ、役所は住民票を作ることができたのか。

住民基本台帳制度は「住民の利便を増進」するための制度で、住民票は住民基本台帳法に基づき、自治体独自の判断で作成することができた。居住していることが確認できれば住民票を作成するというのが、法の趣旨にかなうからだ。

ところが1989年に旧自治省が、兵庫県からの問い合わせに対し、出生届を受理した後に住民票に記載するよう回答したことから、その後は、ほとんどの自治体が無戸籍の子どもの住民票を作成しなくなってしまった。

法定受託事務(法や政令により自治体が処理する事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係わり、国や都道府県が適正に処理すべきもの)である戸籍の管理とは違い、住民票の管理は自治事務(法定受託事務以外の自治体の事務)

であり、自治体独自の判断により職権で住民票を作成することができるから、総務省(旧自治省)が指導により自治体の判断にブレーキをかけることは、地方分権の理念にも逆行すると言える。

2007年、嫡出推定に関連して、無戸籍の子どもの住民票が作成されていない問題が報じられたこともあり、自治体の戸籍事務担当者からも、1989年の回答を見直し、新たな見解を示すよう総務省に求める声が上がりはじめた。

(f) 変わり始めた政府や裁判所

民法772条の嫡出推定規定は、法学者の間では早くからその問題が指摘されながら、広く知られることもなく、見直しに向けた動きはほとんどなかった。法務省は、2006年に女性団体が行った省庁交渉でも見直しの必要はないとしていた。ところが2007年にマスコミに大きく報じられるようになり、国会審議で与野党の議員から問題が指摘され、政府もようやく重い腰をあげた。

まず、厚生労働省が2007年3月22日、都道府県などへ無戸籍の子どもの行政サービスの提供が可能であると通知した。これにより、無戸籍の子どもでも無料健診が受けられ、児童手当や児童扶養手当を受給できるようになった。

法改正による規定見直しには至らなかったが、法務省は2007年5月7日、同月21日の届け出から、離婚後300日以内の出生であっても、離婚後の懐胎が医師の証明書で明らかな場合は、前夫の子としない出生届の受理を認める通達を出した。さらに、戸籍のない人の婚姻届や出生届を受理し、二代にわたって無戸籍にならないよう子どもの戸籍作成を認めた。

外務省は旅券法施行規則を改正し、2007年6月1日から無戸籍の子どもにもパスポートを発給することを認めた。ただし、仮に戸籍を作った場合、民法772条により母の前夫が父と推定されるため、パスポートに記載する姓は母の前夫の姓とされた。このため、子どもが使用している姓を認めてほしいとの声が高まっていた。その後、外務省は無戸籍の子どもが住民票などで使用している姓の併記を認めた。

最高裁は、親子関係を確定する方法として、これまで認知調停の案内をしてこなかったが、2008

戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題

年6月11日から認知調停についても情報提供することになった。これは前夫の協力が不可欠な嫡出否認や親子関係不存在確認だけでなく、実父を相手とする認知調停や裁判を認めてほしいとの要望を受けて、行ったものである。総務省は2008年7月7日、無戸籍の子どもへの住民票作成に否定的だった考えを見直し、無戸籍の子どもの住民票作成を容認する通知を出した。これにより、無戸籍の子どもの住民票作成が全国の自治体で行われるようになった。

2. 国籍を与えられない子どもたち—無国籍問題

(a) ハードルの高い国籍取得条件

日本国内で生まれると、日本国籍を自動的に取得できると思っている人は多いのではないかと。だが、国籍の取得や喪失に関することは国籍法で定められ、一定の要件を満たさなければ日本国籍を取得することはできない。国籍取得については現行国籍法では次のように定めている。

(出生による国籍の取得)

第2条 子は、次の場合には日本国民とする。

- ①出生の時に父または母が日本国民であるとき。
- ②出生前に父が死亡の時に日本国民であったとき。
- ③日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

(準正による国籍の取得)

第3条 ①父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であった者は除く。）は、認知した父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であったときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。②前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

国籍取得は民法と関連しているため、明治憲法下での旧国籍法は父系血統を重視する「家」制度と深くかかわり、女性には差別的な取り扱いをしてきた。戦後、日本国憲法が制定され、「家」制度にかかわる民法の規定（「第4編 親族」や「第5編 相続」）が全面的に改定されたことから、憲法や民法に抵触する旧国籍法も大幅な改定が必要となった。現行の国籍法は1950年に制定されたが、

父系血統優先主義については維持されたのだった。

その後、実質的な改正は行われなかったが、1984年に大改正が行われた。それは、1980年に日本が署名した女性差別撤廃条約に「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」（9条2項）と規定されていたため、この条約を批准するには国籍法を男女平等にすることが不可欠だったからだ。こうして、出生による国籍取得については父系血統優先主義から父母両系主義に、帰化による国籍取得については日本人の配偶者である外国人の男女差別を撤廃した。また、出生や帰化に加えて準正（婚姻関係にない父母から生まれた子が嫡出子の身分を得ること）による届け出によっても国籍取得が可能となった。

これにより、日本人女性と外国人男性との間に生まれた子どもは、法律婚、事実婚にかかわらず日本国籍を取得できるようになった。日本人男性と外国人女性との間に生まれた子どもは、両親が法律婚をしていれば日本国籍を取得できる。事実婚の場合は、胎児認知をするか、認知した後に両親が法律婚した場合（準正）に日本国籍を取得できるようになった。血統主義を採用する国籍法のもとでは、両親が行方不明か無国籍の場合、子どもに日本国籍は与えられないはずだが、無国籍にならないよう例外的に生地主義を取り入れ、子どもに日本国籍を認めている。遺棄された赤ちゃんに戸籍が作られるのはこのためだ。

一方、父親が日本人でありながら、日本国籍が認められないケースも少なくない。子どもの父母の国籍の組み合わせは、両親とも日本人を除くと、日本人と父とフィリピン人の母が最も多く、年間5000人にも上っている。事実婚カップルも多く、子どもが無国籍になるケースが社会問題となり、国籍確認の裁判が相次いだ。

(b) 国籍取得に立ち上がった子どもたち

フィリピン人の母親と日本人の父との間に生まれ、日本国籍が認められなかった2人の子どもの事例を紹介する。

・EさんとFさんの事例

Eさんは、フィリピン人の母親と日本人の父親との間に生まれた。父親がすでに日本人女性と法律婚をしていたため、Eさんの日本国籍は認めら

れなかった。その後、Eさんの弟が生まれたが、Eさんのときの教訓から父親は胎児認知をしていたので、弟は日本国籍を取得した。同じ両親から生まれたEさんと弟だが、Eさんは日本人と認められなかったのである。

Fさんも、フィリピン人の母親と既婚者の日本人の父親との間に生まれた。しかし、父親はFさんを妊娠した母親を騙して逃げてしまった。母親はFさんを出産後、父親を相手に認知を求める裁判を起こした。勝訴してFさんの認知を勝ち取ったが、Fさんの国籍は認められなかった。

EさんとFさんは、日本国籍を取得するために自ら原告となり、それぞれ国を提訴した。

(c) 主張を認めた地裁と背を向けた高裁

EさんやFさんより以前に、フィリピン人の母親と日本人の父親との間に生まれた子どもの日本国籍の確認を求めた裁判で、最高裁は2002年、判決を出した。判決では国籍は認められなかったものの、小法廷の5人の裁判官のうち2人が国籍法3条の規定について「憲法14条の法の下に平等に反する疑いが極めて濃い」と補足意見を付けた。この補足意見は、後の東京地裁判決に影響したと言われている。

東京地裁は2005年4月13日、Eさんの国籍を認め、国籍法を憲法違反とする初めての判決を出した。ただし、原告に日本国籍を認めたのは、Eさんが日本に居住し父親の支給する生活費で扶養されていること、完全な同居生活ではないが、週末に家族としての交流を密にしていること、父親が幼稚園などの行事に参加し対外的にも父親としての役割を果たしていること、母親が再び父親との間の子どもを懐胎し、父親が胎児認知をして日本国籍を持つ弟がいることなどが認められたためだった。判決では、家族としての共同生活が認められない場合には、国籍取得を認めなくても「違法と断ずる根拠はない」と、違憲判断に条件を付けた。そして国はこの判決を不服として控訴した。

東京高裁は2006年2月28日、一審判決を取り消し、国籍法3条の規定を厳密に解釈するとして、Eさんの請求を棄却した。

しかし、東京地裁は同年3月29日、Fさんを含む9人の子ども全員の日本国籍を認める画期的な

判決を出した。家族としての共同生活がある場合のみ違憲であると条件を付けたEさんの判決よりさらに踏み込んで、婚外子を差別している国籍法3条そのものが違憲であると判断した。さらに、国が国籍を認めない理由の1つに「偽装認知の防止」をあげたことについて、「真実の認知についてまで排除するのは本来転倒」と厳しく指摘した。またしても国はこの判決を不服として控訴した。

東京高裁は2007年2月27日、Eさんの判決と同様に一審判決を取り消し、Fさんらの請求を棄却した。地裁が違憲判断したにもかかわらず、高裁は国籍法3条の規定を厳密に解釈するとしただけで、憲法判断に踏み込まなかった。EさんやFさんら10人の子どもたちは高裁判決を不服として上告し、最高裁で国と争うこととなった。

(d) 国籍法違憲判決—最高裁の決断

2件10人の子どもたちが国籍を求めた訴訟の上告審は2007年9月5日、15人の裁判官で構成する大法廷に審理が回付された。これは、2002年の最高裁の合憲判断を見直す可能性を示唆するものだった。

2008年6月4日、最高裁判所大法廷（裁判長・島田仁郎長官）は、ついに父母の婚姻を国籍取得の要件としている国籍法3条の規定は「法の下に平等」を定めた憲法14条に違反すると判断し、10人の子ども全員に日本国籍を認めた。

判決理由では、「夫婦共同生活の在り方を含む家族生活や親子関係に関する意識も一様ではなくなってきており、今日では、出生数に占める非嫡出子の割合が増加するなど、家族生活や親子関係の実態も変化し多様化してきている」こともあげた。また「諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した「市民及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約」にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さらに、国籍法3条1項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正

が行われている」と踏み込んだ。

最高裁の判決は、国際的な人権基準に則って違憲と判断した点で画期的であり、まさに民法の婚外子相続差別規定（900条4号但し書き）や嫡出推定規定（772条）についても当てはまることから、今後の民法改正論議の後押しになるのではないかと期待されている。判決の翌日、法務大臣は国籍法改正の意向を明らかにし、7月には法務省民事局が国籍法3条から婚姻要件を削除する改正案を示した。そして政府は、臨時国会に同法案を提出する方針を固めた。

3. 正統とされない子どもたち—婚外子相続差別規定問題

(a) 法律に組み込まれた差別規定

日本では、両親が法律婚している子どもと、そうでない子どもとは法律で区別されている。民法の「第5編 相続」には「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」という規定（900条4号但し書き）があり、法律婚をしていないカップルの子どもは、法律婚をしているカップルの子どもの半分しか相続できない。

・なぜ、民法にはこのような差別規定があるのか。

明治民法下では、夫が妻以外の女性との間に子どもをもうけた場合、認知すれば「庶子」、認知しなければ「私生子」と区別していた。妻との間に子どもがいない場合は、その子どもが家督を相続していた。たとえ妻との間に「嫡出の女子」がいても「庶子の男子」が相続上は優位とされていた。また、相続における妻の地位は低く、親の財産に対する権利も法律上保証されていなかった。女性や子どもの人権が十分保障されないうえ、妻と婚外子の利害が対立させられていた不幸な時代があった。そのため、現行民法のこの規定を「妻の座を守るもの」と考えている人は少なくない。これは戦後、民法が改正された際に、「法律婚の尊重」と「嫡出でない子の保護」の調整を図り、作られた規定だが、結果として子どもたちの間に差が生じているのだから、法の下での平等を定めた憲法に違反している。そのことを世に問うたGさんの事例を紹介する。

・Gさんの事例

Gさんは、両親が法律婚をしていなかったため

に婚外子として生まれた。ただし、同じ母親から生まれたGさんの姉は婚外子ではなかった。母親は、姉とGさんを分け隔てなく愛情を注いで育てていたが、父親が亡くなった際、Gさんには姉の半分の相続権しかないことがわかった。Gさんは人間としての価値までも2分の1と告げられたように思えたのであった。そして、相続差別がそれ以上の差別を生みだしていることに気づき、Gさんは提訴に踏み切った。その結果、1993年、東京高裁は初めて婚外子相続差別が憲法違反であると判断した。判決は婚外子の相続差別だけでなく社会的差別にも言及した画期的なものだった。2年後の1995年に出された最高裁判決では違憲判断はされなかったものの、Gさんに続くいくつかの訴訟の最高裁判決では、95年判決の見直しを示唆する裁判官の発言が相次いだ。また生まれる前の両親の行為で子どもが不利益を被ることは、子どもに親の連帯責任を負わせているようなもので、法の基本原則にも反するとした。

(b) 差別を解消した住民票・戸籍の続柄記載

婚外子は相続の他にも、戸籍や住民票の記載で差別的に扱われてきた。出生届が受理されると子どもは親の戸籍に登録される。かつて、戸籍の続柄記載は婚内子と婚外子とでは違う扱いをしていた。婚内子は「長男」「長女」だったが、婚外子は続柄ではなく「男」「女」と性別のみが記載されていた。

日常生活で戸籍を必要とする場面は多くないが、婚姻や死亡の届出をすると、役所の戸籍の担当者は戸籍簿で当事者の確認をする。また、パスポートの申請、相続、選挙の立候補の際には戸籍謄本や抄本が必要となる。戸籍の続柄欄を見れば、婚内子かそうでないかは一目瞭然だった。

一方、住民票は、同居している家族（世帯）ごとに作成され、住所や世帯主との続柄、転入・転出の記録が記録されている。住民票では、かつて婚内子は「長男」「長女」、婚外子は「子」とのみ記載されていた。戸籍と同様に、住民票でも一目でわかる差別記載が行われていた。戸籍と比べると住民票の写しは簡単に入手できるため、婚外子であることが容易にわかるのだった。

現在、戸籍や住民票の続柄記載については、婚

外子差別は解消されている。これは婚外子の住民票や戸籍の差別撤廃を求めて立ち上がった当事者や支援者の地道な闘いの成果だ。1985年、事実婚のHさんとIさんの間に子どもが生まれた。子どもを胎児認知したIさんが出生届の父親欄に氏名を記入し、Iさんが届出人となって出生届を提出し、受理された。その後、住民票を取り寄せると、続柄欄に「子」と記載されていたことから、2人は処分取り消しの異議申し立てを行った後、1988年に差別記載のない住民票の発行を求めて提訴した。提訴から6年後の1994年、ついに旧自治省が法律上の親子関係がある場合はすべて「子」とするよう通知を出し、翌年3月から実施された。この住民票続柄裁判が終わった直後、HさんとIさんは戸籍の続柄差別記載の撤廃を求めて提訴した。2004年の地裁判決で「婚外子と判別できる記載はプライバシーの権利を侵害する」と判断されたことを受けて、法務省は差別記載を撤廃する戸籍法施行規則の改正を行い、同年11月から婚外子も婚内子と同様「長男」「長女」という記載に統一した。ただし、意見で「男」「女」や「子」ではなく「長男」「長女」としたこと、また職権で一律に行うのではなく、申し出分のみを行うこととしたため、批判の声が上がった。

(c) 外国にはない嫡出差別規定

日本のように、男女が法律婚をしないで産んだ子を相続などで差別する国はあるのか。もともとキリスト教では婚外子を「罪の果实」とし、「親の罪を代贖させるべき」存在として冷遇していた。したがって、キリスト教の国では婚外子差別が存在していたのである。

しかし、20世紀になって子どもの権利が重視されると、欧州人権条約、婚外子の法的地位に関する欧州条約、子どもの権利条約において、子どもの出生による差別が禁止された。これらの条約に基づき、欧州を中心に世界の国々が婚外子差別を撤廃する法改正を行っていった。現在では「嫡出概念」のある国や婚外子相続差別を法で規定している国はほとんどない。婚外子相続差別を法で規定しているのは日本とフィリピンだけと言われている。婚外子差別の撤廃は国際社会の要請でもある。日本は、女性差別撤廃条約の批准（1985年）

に伴い、男女雇用機会均等法の制定（85年）、父母両系血統主義とする国籍法改正（84年）、中学校家庭科の男女共修化（93年。高校は94年）などを行った。一方で、民法の婚外子相続差別規定（90条4号但し書き）や嫡出推定規定（772条）の改正は行わなかった。

婚外子差別をしていない国では、出生数に占める婚外子の割合が高くなっている。早期に婚外子差別を撤廃したスウェーデンでは56.6パーセント（2006年）と最も高くなっている。フランスでは2005年婚外子差別を完全に撤廃したことから、06年には46.6パーセント、07年には50.5パーセントとなり、初めて過半数となった。1980年の11.4パーセントから飛躍的に増加したことがわかる。他の欧米諸国でも婚外子の割合は4分の1から半数に上った。一方日本では、2006年の人口動態統計によると出生数における婚外子の割合はわずか2.1パーセントである。1980年は0.8パーセントだったから、ほんのわずかしか増えていない。婚外子相続差別規定や嫡出推定規定が改正されないことや、婚外子とその母親への社会的差別や偏見が根強いことから、婚外子の割合が極めて低いものとなっている。

おわりに

これまで私にとって戸籍とは空気のような存在だった。今回この問題に取り組むなかで、様々なことを知ることができ、戸籍がいかに重要で身近な制度であるかを改めて認識した。そして、戸籍がなければ大変不便で、様々な差別問題が起り、生活しにくいものであることも知った。一方、ここ数年で住民票や戸籍の続柄記載の改善、嫡出推定規定の見直し、無戸籍の子どもへの住民サービスの提供、住民票やパスポート作成など、少しずつではあるが、子どもと家族の法をめぐる問題の解決については前進している。しかし、本論文で記載した戸籍制度が引き起こした差別問題はほんの一部でしかない。そのほかにも性同一性差別、外国人差別、夫婦別姓差別、血統による差別、異民族差別、部落差別、遺伝障害差別や、家父長制度の家意識による差別、女性蔑視、子供や老人・弱者差別などがあり、これによって多くの人々が今現在でも差別に苦しんでいるのが現状である。

戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題

したがって戸籍は変わらなければならないし将来変わっていくと考えられる。本論文の目的である本来戸籍制度は生活に必要であるかないかについては、結果として、戸籍制度は必要ないと思われる。理由として戸籍制度そのものが、家族の形や捉え方がますます多様化しているなかで、現在の日本人のライフスタイルと大きくかけ離れているからである。

また日本のように家族単位で身分登録している国は、日本と韓国と台湾の3カ国だけである。その他の国は個人単位の身分登録を使用している。例えば、個人単位での登録を行っているのはスウェーデン、オランダである。人間を単位にした登録ではなく、事件別（出生、結婚、死亡）の登録を行っている国もたくさんある。完全に事件別で、個人の身分変動を一覧できない仕組みになっているのがカナダ、アメリカである。これらの国では州によっては婚姻にあたって姓の選択の届出が必要だが、多くは特に干渉していないようだ。事件別登録を行ってはいるけれど、附表などを用いてその後の身分変動を記録し、個人登録に近いことをしているのがイギリス、フランス、中国、旧ソ連諸国だ。これらの国はもともと姓の変動が無かったり、法律で管理するような習慣が無かったりする。過去に世界でも戸籍制度を使用している国はいくつかあったが、現在の日本のような差別問題が問題視されたため撤廃している。皆国民のために廃止されたに違いない。そして撤廃した国は独自の方法で様々な身分登録を実施し成功している。だから日本は上に示した世界の身分登録制度を見本とするべきだ。これにより多くの人々が救われ、差別に苦しまなくなると思われる。

戸籍制度を撤廃し「戸」や「家」に縛られるのではなく一人一人を尊重して「個籍」という登録制度を作れば良いと考えられる。個人単位の身分登録にすれば「戸籍が汚れる」という変な考えも無くなると思われるからである。そもそも家制度が撤廃された以上、氏ごとの編成には、根本的に無理があることを認識しなければならない。

忘れてはいけないのは戸籍というのは、私たち一人一人の身分関係を証明するために作られたものではないということだ。「家」というものを大事に考え、これを絶対につぶさないようにするた

めにどうしたらいいかと考えて、そのために代表者＝戸主を法律上で決め、戸主の妻はどのような資格をもてばいいか、その家族・子どもたちにはどのような資格を与えればいいか、戸主権はどう家族をコントロールしていいのか、などを決めていくわけである。決める順番が、「個人にとってどうなのか」ではなくて、あくまでも「家にとってどうなのか」を考えて作られたもの、それが戸籍制度だ。国を建て直すために人を縛りつけなければならない、そのためにはいろいろな手を使ってみよう、その中の一つに戸籍制度が生まれた。つまり、戸籍制度は「人権」ということをまったく考えたことのない時代のものであった。人権などまったく無視していた時代に作られた制度が、人権がとてども大事になった今現在なお残っているというのは、非常に不思議だ。

また戸籍から権利は生じない。戸籍によって差別を作り出している。私たちに何の利益も権利ももたらさないゆえ、マイナスの権利、すなわち差別だけを作っている。国に管理されるということは、私たちが自分の生き方・暮らし方を選べなくなるということである。国が決めた一つの生き方を、強いられるという過酷さがある。

しかし現在、戸籍制度は他にもいろいろな役割を持っている。だから、一概に簡単に無くすというわけにはいかないかもしれない。だから一つ一つ鍵を外していく、差別があるものを一つ一つ変えていく、そういうやり方をしていくことで戸籍を追い詰めていって、新しい制度を準備していく必要があると思われる。それをしない限り日本の「家意識」はなくならないし「家」を背景とした差別意識もなくならないと思われる。

参考文献

- 坂本洋子 2008 「法に退けられる子どもたち」 岩波書店
 佐藤文明 2002 「戸籍ってなんだ」 緑風出版
 佐藤文明 1995 「戸籍が作る差別」 現代書館
 島津良子 2004 「婚外子差別の現代的意味と戸籍制度」 青木書店
 中田千鶴子 2004 「婚外子と相続差別」 青木書店
 二宮周平 2006 「新版 戸籍と人権」 解放出

版社

福岡法務局戸籍事務研究会 2004 「新版戸籍の知識116問」 日本加除出版株式会社

福岡法務局戸籍事務研究会 2008 「最新戸籍の知識122問」 日本加除出版株式会社

毎日新聞社 2008 「離婚後300日問題 無戸籍児を救え」 明石書店

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
無戸籍 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%84%A1%E6%88%B8%E7%B1%8D%E8%80%85>

マイノリティーの学習帳 - 無登録住民"<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%88%A9%E7%94%A8%E8%80%85:Yutowiki/%E7%84%A1%E7%99%BB%E9%8C%B2%E4%BD%8F%E6%B0%91>"

主張・離婚後300日問題・無戸籍をなくし、つくらないhttp://www.jcp.or.jp/akahata/aik07/2008-08-05/2008080502_01_0.html

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
離婚後300日問題

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%9B%A2%E5%A9%9A%E5%BE%8C300%E6%97%A5%E5%95%8F%E9%A1%8C>

離婚サンプル<http://www.riconavi.com/page529.html>

離婚後300日問題－Yahooニュース<http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/minpou772/?1177128627>

フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
戸籍 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%88%B8%E7%B1%8D>"

戸籍の基礎知識, 戸籍の歴史<http://www.ichiyana.com/koseki/rekishi.html>

なくそう婚外子の差別 <http://www.geocities.co.jp/NatureLand/2255/koseki.html>

戸籍の歴史 <http://www.shikouten.com/kakeizu2.htm>

戸籍の種類及び戸籍の歴史。誰にでもできる系図探求, 「系図探求 o r g」 <http://www.keizu.org/koseki.html>

戸籍制度と住民票<http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Forest/4037/residence/koseki-juminhyo.htm>

戸籍制度 <http://www.law.tohoku.ac.jp/~parenoir/koseki.html>

戸籍 <http://1st.geocities.jp/edenno2/kosekinorekisi.h>

tml

BUMsat (佐藤 文明) ホームページ <http://www.2s.biglobe.ne.jp/~bumsat/B-hp.Main.htm>

戸籍という, なくすべきもの http://homepage1.nifty.com/album/bessei/bessei_shoukai/06.html

戸籍謄本><戸籍謄本の翻訳会社「翻訳サムライ」
http://www.translators.jp/japanese/topic_familyregister.html

海外の戸籍制度 <http://www.mizu.cx/minpo/siryoo2.html>

海外の戸籍事情 (身分登録制度) 戸籍, 住民票の基礎知識 (戸籍謄本・戸籍抄本・住民票)

<http://tantei.web.infoseek.co.jp/koseki/kaigai.htm>

l

戸籍が引き起こした子どもたちへの差別問題

表1 各国の身分登録制度

国名	単位	内容
日本	夫婦	家族単位の戸籍である。
韓国	家族	日本統治時代の名残により、現在のように家族の中での身分を表す公証制度となる。
ドイツ	家族	ナチス時代に人種政策に用いるために導入される。出生、婚姻、死亡の各登録簿の他に、家族簿という制度を設けている。家族簿は婚姻家庭ごとに作成され、住所を移転すれば、そのたびに作り直す。「筆頭者」がなく、夫婦は書類上平等である。
スイス	家族	婚姻家庭に限定されず、婚外子も記載される。登録簿の名義人の家族を順次記載するシステムで、出生、婚姻、死亡の各登録が本籍地に送られてくる。日本の戸籍に似ている。
スウェーデン	個人	出生、婚姻、死亡、転居などの登録はすべて教会の管轄する教区登録所が行っている。行政は、出生の時点で国民に番号をふり、個人の身分行為を順次登録するシステムを導入。これを個人票というが、父母、配偶者、子供も記入されるため、家族関係を追跡することも可能である。
オランダ	個人	出生、婚姻、死亡の各登録簿の他に、人口登録カードがあり、個人別に出生、婚姻、死亡などの身分事項を継続的に記載。個人についての身分行為の追跡が可能である。またこのカードには、父母、配偶者、子が記載されるため、家族関係を知ることも可能である。
カナダ	事件別	出生、結婚、死亡等事件別に登録。個人の身分変動を追うことが出来ない。
アメリカ	事件別	出生、結婚、死亡等事件別に登録。個人の身分変動を追うことが出来ない。州をまたがる婚姻は姓の届出が必要だが、国は多くを干渉しない。各地方の出生、婚姻、死亡の身分登録は州の中央機関または郡の機関で保存されているだけで、アメリカ全体で統一的に収集している機関はない。そのため、家族関係や相続人の追跡は不可能である。自分のことを証明する場合に利用するのみである。個人を特定するものとして、社会保険番号が利用されている。
中国	家族単位+住所単位	中国の身分登録制度は「戸口」(フーコウ)と言い日本の戸籍と住民登録制度の両方の機能を併せ持つものである。生活単位を元に登録されるため、一人暮らしの人は「戸主」であり、集合住宅などに住んでいる場合はその住民全体を一つの「戸口」に登録する事もできる。日本や韓国の親族を中心とする戸籍とは性質がずいぶん違う。
イギリス	事件別	事件別に登録されているが、個人の身分変動を追うことが可能。 各地方の身分登録機関から3ヶ月ごとに、中央の身分登録機関に送られてきた出生、婚姻、死亡の身分登録を、各事項ごとに名前のアルファベット順に整理して、索引を作り、利用者はこの索引から調べたい人の身分登録を検索できるようにしている。
フランス		出生、婚姻、死亡の各登録簿の連絡を可能にするために、出生証書の欄外に、婚姻、死亡、婚外子の認知、養子縁組、離婚などを付記し、個人については身分行為の追跡が可能なシステムをとっている。

表2 身分登録制度、父子関係推定方法等の国際比較

	身分登録制度	嫡出子・嫡出でない子の区別	父子推定方法	父子関係の否認
日本	夫婦と子からなる戸籍	区別あり	婚姻200日以降、離婚後300日以内に生まれた子は夫の子と推定、嫡出でない子と父の父子関係は認知により推定。	夫のみが子の出生を知った日から1年以内に否認することができる。(嫡出否認)
フランス	戸籍制度なし 個人単位の身分登録 (出生・婚姻・死亡の3件について登録)	区別なし (2005年撤廃)	婚姻中に妻が懐胎した子は夫の子と見なされ、現実実父であるかどうかは問われない。離婚後300日以内に生まれた子は夫の子と推定、親子としての生活実態と生物学的真実との調整を試み、否認訴訟において親子関係の安定を考慮することとした。	出生登録と身分占有(子が特定の男性または女性との関係において、子と見なされ、養育され、その氏を名乗り、子も相手と親と見なし、社会的にも子として扱われている状態)が一致してもその状態の継続が5年未満の場合、否認の申し立てを認める。
ドイツ	戸籍制度なし 個人単位の身分登録 (出生簿・婚姻簿・家族簿・死亡簿の4種類)	区別なし (1998年撤廃)	①子の出生時に母と婚姻していた男性。②子を認知した男性。③裁判所が父と確認した男性を父とし、父母が離婚した後に生まれた子は前夫の子と推定されない。	父、母、子など生物学的つながりを有する者が父子関係に疑いを持ったと見なされる時点から2年間、否認の申し立てを認める。
イギリス	戸籍制度なし 個人単位の身分登録 (婚姻登録・出生登録・死亡登録)	区別なし (1987年「非嫡出子」の用語を撤廃)	妻が婚姻中に出産した子は夫の子と推定。出生登録時に父と申請された者が父として推定される。	法律上利害関係を持つ者がDNA鑑定等の証明によって行う。
アメリカ	戸籍制度なし 原則として各州法規で 個人単位登録	区別なし	統一親子法(各州法の模範)では、①婚姻中に妻が出生。②夫の死亡、離婚後300日以内に出生。③子の出生後父母が婚姻し父が子を認知。④婚姻前妊娠で婚姻後出生し、父が認知した場合に推定される。	原則として各州法の規定。